

社会福祉法人ワークスユニオン 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ワークスユニオン（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき、置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の役員報酬
- (2) 評議員報酬（定款第8条で定める金額の範囲内）

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の非常勤の役員に対する報酬総額は、年間2,000,000円以内とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は別表に定める額とする。ただし、本人から辞退の申し出があつたときは、これを支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあつた都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行する。

別表（報酬）

	役員等	報酬額（日額）	交通費
理事会・評議員会等 会議への出席	理事	5,000円	支給しない。
	監事		
	評議員		
上記以外の法人・事 業所業務のための出 勤	理事	5,000円	職員通勤手当に準じる。
	監事		
	評議員		